

【別表第2】

< 補助対象経費 >

対象期間		令和7年12月16日以降、令和8年8月31日までに購入等を行い、かつ代金の支払が完了した経費	
対象となる経費の内容			
(1) 介護サービスを円滑に継続するための対応に係る経費		(2) 災害備蓄等への対応に係る経費	
事業類型	経費の内容	事業類型	経費の内容
訪問系 通所系	ア.訪問系、通所系のサービス事業所における移動に伴う経費 例：燃料費、有料道路通行料 等 イ.猛暑対策用品や雪害対策用品の購入等の経費 例：ネッククーラー（ヒーター）、熱中症対策ウォッチ、冷感（防寒）ポンチョ、スパイクタイヤ、スタッドレスタイヤ等	入所施設 訪問系 通所系 居住系 短期入所系	ア.飲料水、食料品等の備蓄物資の購入等経費 イ.ポータブル発電機、ポータブル電源・蓄電池等の購入等経費 ウ.衛生用品、医療用品等の購入等経費
入所施設 通所系 居住系 短期入所系	ウ.入居者・利用者の生活環境改善、職員の負担軽減・勤務環境改善に必要な経費 例：光熱水費、燃料費 等 エ.居室や浴室等における温度管理、湿度管理に必要な設備・物品の購入等の経費 例：業務用スポットクーラー（ヒーター）、ホットカーペット、業務用加湿器、業務用温水給湯器、遮熱・遮光カーテン、ブラインド、換気扇・送風機/サーキュレーター 等		エ.簡易浄水器、冷房機、暖房機、簡易トイレ、清潔保持のための用具等の購入等経費 オ.その他災害への備えとして必要と認められる経費

※上表は補助対象経費についての原則を示したものであり、補助事業の趣旨に照らし、補助対象経費とすることが相当であるものについては、補助対象経費とすることができる。

例示にない経費を補助対象経費として申請する場合には、様式1-4（交付申請書個票）の説明欄において、補助事業の目的との関係性について合理的な説明を付すこと。

補助対象経費に該当するかの判断に迷う場合は、別に示す受付センターへ問い合わせることができる。

（参考：留意事項）

補助対象経費とならないもの
・取得単価（設置費等含む=取得原価計上額）が50万円以上である物品等の購入に係る経費。
・介護報酬や、他の補助制度の対象となる経費（例：人件費等）
・消費税及び地方消費税相当額
・上記の他、対象施設の介護サービスの提供継続や災害対策等に直接関係しない経費等